

議案第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

平成27年11月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市総合福祉センターもえの丘の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市総合福祉センターもえの丘指定管理者

1 指定に係る施設の名称

北名古屋市総合福祉センターもえの丘

2 指定の相手方

北名古屋市西之保藤塚93番地

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会

会長 高 柳 利 清

3 指定期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで